



1 3
1918
5



イ 3
1918
5

大和事始卷之五目錄

藏書印

瀨尾文庫

昭和十九年三月二日
小田幸夫
即氏寄贈

武備門 第十二

用武

舟軍 二

火戟 三

武藝

四
七男友大
郎氏寄贈

講武

陣法博士 六

八陣 七

軍神 八

武田流軍術 九

神事門 第十三

神事宗源 十
立靈時祭天神 十一

伊勢大神宮 二十

伊勢幣帛使 十三

以兵器祭神祇 十四

定大社國社及神地神戶 十八

伊勢齋宮 十六

賀茂斎院カモノサイイン 十大嘗會ダイジャウエ 十八 神輿振ミコリヲフリ 十九

礼樂門レイガクモン 第十四

礼レイ 二十 定倭礼サダメツケラ 廿一 嫁娶ヨメウケヨメトリ 廿二 年賀トシノガ 廿三

拍手カシハデ 廿四 茶礼チャレイ 廿五 葬礼サウレイ 廿六 火葬クハサウ 廿七

喪モ 廿八 月忌グヅキ 廿九 年忌子ニキ 卅 ○神樂カダラ 卅一

五節舞ゴセツノマヒ 卅二 伎樂ケレガク 卅三 猿樂サルガク 卅四 田樂デニガク 卅五

瞽者歌コシヤウタ 平家物語ヘイケモノカタリヲ 及彈琵琶タニスビハラ 卅六

典制門テンセイモン 第十五 公事附

即位キヨウイ 踐祚センソ 卅七 重祚テウソ 卅八 讓位ジヤウイ 卅九 朝覲行幸アウキンギヤウカウ 四十

制法セイハフ 四十一 年号子ニガウ 四十二 把劔ドルシヨウ 四十三 帶劔タイスケラ 四十四

刑法ケイハフ 四十五 火刑クケイ 四十六 黥刑イレイシキ 四十七 賞賜シヤウミ 四十八

感書カンショ 四十九 調役ツキヨ 五十 外國朝貢ガイコクテウコウ 五十一 外國人帰化ガイコクジンキョウカ 五十二

日本通外國ツウツクガイコク 五十三 遣使ツカシヲカヒラ 中國チウコウ 五十四 遣唐使ケンタウシ 五十五 國使コクシ 五十六

官家クシカ 五十七 巡察使ジユンサツシ 五十八 上表タメシヒヒケラ 五十九 版簿バンボ 六十

賜諱字タミナリジラ 六十一 禁食牛馬肉キンシヨウウマニク 六十二 同火食忌ドウカシヨクイミ 六十三

伎術門ギジュツモン 第十六

トウラナヒ 六十四 醫術イジュツ 六十五 藥方ヤクハフ 六十六 曆法リキハフ 六十七 附天文遁甲

騎射キシヤ 六十八 賭射クリユミ 六十九 通矢トウヤ 七十 畫エカク 七十一

大和事始卷之五目錄終

大和事始卷之五



武備門 第十二

モジュール
用武

天照大神。葦原中國。天孫降臨。多岐。經付主命。武甕槌命。二神を奉りて順。いざあとのを平け。む。是心く武を用。始りて。將帥の職。と。是より起り。人代。よ。玉。八。神。武。天皇。兵。武。起。て。日向。り。宇。佐。岡。水。門。い。り。古。國。を。立。り。三。

子^シあて^ハ浪速^{ナガサキ}と^ヘ河内^{カハチ}とす^レた。大^ヤ和^マを^ト孔^ク舎^カ湯^{トウ}坂^カり^リて^テも^ナ髓^{スズ}疾^シと^タ戦^カふ^ハ。そ^ニ人^ビ代^{ダイ}兵^{ヘイ}と^モ用^{モチ}し^ヒて^テめ^メかり^リ。右^{ミデ}の^ノ二^ニ事^ジ並^ナし^シ目^メか^カに^ニあ^アり

舟軍ニ

祚^シ武^ム天^{テン}皇^{ワウ}。三^{サン}つ^ツり^リと^シ法^{ホウ}皇^{ワウ}子^シ舟^{フナ}師^{イシ}と^シ帥^ヒと^シあ^アる^ル。同^{ドウ}か^カに^ニ是^{コノ}舟^{フナ}軍^{イシ}の^ノ始^{ハジメ}也^{ナリ}。

火戦ニ

祚^シ武^ム天^{テン}皇^{ワウ}の^ノ所^{ショ}討^{トウ}。八^ヤ十^{ソウ}梟^{タケル}作^{スミ}。墨^{スミ}坂^カに^ニ煉^{レン}炭^{ズミ}と^シあ^アり。目^メか^カに^ニ是^{コノ}火^カ攻^{コウ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。

武藝ニ

綏^{スイ}清^{セイ}天^{テン}皇^{ワウ}武^ブ藝^{ゲイ}人^{ニン}よ^ヨと^シあ^アる^ル。同^{ドウ}か^カに^ニい^イ時^ジす^スで^デは^ハ武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。

桓^{ケン}武^ム天^{テン}皇^{ワウ}延^{エン}暦^{リキ}十^{ジュウ}又^{マタ}年^{ネン}三^{サン}月^{ゲツ}。法^{ホウ}國^{コク}の^ノ令^{レイ}て^テ武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ所^{ショ}に^ニ秀^{ヒイ}を^ヲあ^アり^リて^テ若^{ニホ}武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。後^{ノチ}に^ニ武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。是^{コノ}武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。是^{コノ}武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。

講武ニ

天^{テン}智^チ天^{テン}皇^{ワウ}七^{シチ}又^{マタ}秋^{アキ}七^{シチ}月^{ゲツ}。そ^ノの^ノあ^アり^リて^テ武^ブ藝^{ゲイ}の^ノ事^ジと^シあ^アる^ル。天^{テン}武^ブ天^{テン}皇^{ワウ}十^{ジュウ}又^{マタ}十^{ジュウ}月^{ゲツ}。

法皇子^{ミコタリ}依^ヨて陳法^{チンハフ}を習^{ナラ}は^ハむ。同十三日
同日^{ツラ}月^{グハツ}又^{ミナリ}詔^{ミコトノリ}して同^{ドウ}凡^{モトメ}改^カ更^セハ軍事^{グンジ}也^{ナリ}。
と^シく文武^{ブンブ}官^{クワン}乃^{ナリ}依^ヨ人^{ニヒト}勢^セて兵^{ヘイ}械^{ゲキ}用^{ヨウ}い^ハ及^キる^ニ
系^{ケイ}と^シて^{ナラ}。則^{スナハチ}る^ハ兵^{ヘイ}并^{ナラ}ふ^ニ。身^ミ又^{モト}装^{ソウ}束^{ソク}乃^{ナリ}お^モ勢^セ
て具^{ツグ}又^{タラ}儲^{タカヘ}足^{タス}る^ニ。目^メ本^{ホン}紀^キ

陣法博士 六

持統^{チドウ}天皇^{テウ}七年^{シチネン}十二月^{ジュウニグハツ}。陣法^{チンハフ}博士^{ハカセ}皆^{ナラ}以^{ツカ}て
て^{シヨ}法^{ホフ}皇子^{ミコ}教^{ユシ}へ^{ナラ}。一^{ヒト}む。目^メ本^{ホン}今^{イマ}世^セ又^{タラ}い^ハと^{ナリ}
軍^{グン}法^{ハフ}者^{シャ}これ^{ナリ}。

八陣 七

廢^{ハイ}帝^{テイ}天平^{ヘイヘイ}寶^{ホウ}字^ジ曰^{イハレ}十一月^{ジュウイチグハツ}丙^{ヘイ}申^{シン}。授^ユ刀^{タウ}舍^{シャ}
人^リ武^{カス}目^カ部^ベ三^ミ國^{クニ}中^{チュウ}衛^{エイ}舍^{シャ}人^リ出^デ所^{ショ}宿^ス終^{シュウ}國^{クニ}來^キ
ホ六^{ロク}人^{ニヒト}と太^{ダイ}宰^{サイ}府^フ又^{タラ}。大^{ダイ}貳^ニ右^ウ衛^{エイ}約^{ヤク}長^{チヤウ}
真^マ備^ビ又^{タラ}。依^ヨ葛^カ亮^{リヤウ}が八^{ハチ}陣^{ジン}。孫^{ソン}子^シが九^ク地^チ及^キ
結^{ケツ}營^{エイ}向^{キョウ}背^{ハイ}と^{ナラ}。一^{ヒト}む。後^コ日^{ニチ}
梅^ヒど^トか^カふ。右^ウ衛^{エイ}云^{クニ}ハえ^ハ正^{テイ}天^{テン}皇^{ヘイ}表^{ヘイ}を^ヲえ^キ年^{ネン}
又^{タラ}唐^{タウ}。聖^{セイ}武^ブ天^{テン}皇^{ヘイ}天平^{ヘイ}七年^{シチネン}又^{タラ}改^カ更^セハ
せ^シ。又^{タラ}孝^{コウ}謙^{ケン}天^{テン}皇^{ヘイ}天平^{ヘイ}勝^{ショウ}寶^{ホウ}曰^{イハレ}。

とある。勇士の末代として井伊兵部と大
 々秀忠との由緒付は知られた。十六歳に
 時武志修の志を立てて。元國にて警備切
 てつけあす。家康公とれとあられし時
 ひ。為させ多くた。そ居不志とす。勅令あ
 り。松原。そをみよ。関原陳の時。井伊兵
 部は隠れ。功あり。そま。佐和山は浪人
 て居候。そ長十九の太坂。冬の陳。偽
 統帥。友陳の時。陳とす。秀忠公よりあ

さして。中々番となす。高坂弾正が書を集め
 て。甲列の士教人井伊兵部は佐和山
 あり。に。伝云。そをみよ。甲列流人
 術と建。て。人の作となす。高坂弾正が
 甲。書ハ。甲陽軍鑑十九冊。同末とす。結
 要。新虎豹の三。是也。

神事門 十三

神事宗源 十

天孫始てけとよ政候し。あふ時。天兒屋命枝
葉の長となり。則ち宗祀とまほしき。あり。祚
代をり。天兒屋命ハ。祚より宗源とまほし
き也とあり。是目かめて宗祀とまほしき也。

立靈時祭天神 十一

祚武天皇四年二月廿三日は詔して曰。我皇
祖乃靈天より降臨して。朕が躬と光助あり。

今依虜をて平さ。海内を事也。いづ天神と
郊祀て。大孝を申べし。と。あ靈時祭を
いづ中み。と。地祇号くと。小地。榛原下小
地。榛原と云。用て皇祖天神とあり。あふと
目か記より。是靈時とまほしき。福と
あり。あふ始也。

伊勢大神宮 十三

目か記よ。宗祚て皇六代。百姓流離て或
背叛く。あふ。そのいづ。あふ。あふ。あふ。

一。うきとく。最^{ツト}の興^{ツキ}。夕^{ユフ}まで。惕^{ツミ}て。罪^{ツミ}
 と神^{ジン}祇^ギの儀^{コト}。是^{コレ}より。さう。天照大神^{アマテラス}大和^{ヤマト}乃^ハ
 大玉魂^{オホタマシ}二神^{ニカミ}。並^{ナニモ}天^{テン}皇^{ミコ}乃^ハ大殿^{オホミヤ}の内^{ウチ}。いさひ
 あり。此^{ココ}より。天^{テン}皇^{ミコ}乃^ハ大神^{オホカミ}勢^セを畏^{オソレ}あひ。たゞ。任^{スミ}あ
 り。あう。とて。天照大神^{アマテラス}と。トヨスキイリミ
 命^{ミコト}は。死^シて。倭^{ヤマト}笠^{カサ}邊^{ヘノサト}邑^{ムラ}より。祭^{マツル}り。仍^{ヨシ}て。神^{カミ}舞^{マヒ}を
 磯^{イソ}堅^{カタ}味^ミと。立^{タツ}。至^ス仁^ニ天^{テン}皇^{ミコ}二十^ニ又^{マタ}自^{ヨリ}三月^{ミヅノ}十日^{ツノヒト}。
 天照大神^{アマテラス}と。孝^{トヨスキ}姫^{ヒメ}命^{ミコト}より。離^{ハナレ}まはりて
 倭^{ヤマト}姫^{ヒメ}命^{ミコト}は。紀^{ツケ}あり。こゝに。倭^{ヤマト}姫^{ヒメ}命^{ミコト}大神^{オホカミ}と。志^シ

け。あまさん。所^{モトメ}求^{モトメ}て。菟^ウ田^ダ菟^ウ幡^{ハタ}は。別^{イタ}里^サ更^サは
 還^{カヘリ}て。近^{アツ}江^{ミナ}の^ニ入^{ヒカシ}。東^{ヒガシ}乃^ハ方^{カタ}美^ミ濃^ノ水^{ミヅ}に。入^{イリ}り。伊^イ勢^セ
 乃^ニ別^{イタ}里^サ。時^{トキ}は。天照大神^{アマテラス}倭^{ヤマト}姫^{ヒメ}命^{ミコト}は。海^{ウミ}に。回^{マグル}
 是^{コノ}神^{カミ}乃^ニ伊^イ勢^セ乃^ニハ。外^{トコヨ}常^{ナニ}世^ヨ代^{ナニ}渡^{ワタ}り。重^{シキ}乃^{ナニ}ヨスル^{クニ}
 也^カ。倭^{ヤマト}姫^{ヒメ}命^{ミコト}は。是^{コレ}より。后^{クサ}人^{ヒト}と。祭^{マツル}と。と。
 乃^{ナニ}は。大神^{オホカミ}乃^ニ教^{ヲシ}の^ミま。く。そ。和^{ヤサ}と。伊^イ勢^セ乃^ニ
 立^{タツ}あふ。乃^{ナニ}因^{ヨリ}て。齋^{イハヒ}宮^{ミヤ}と。又^イ十^{スバ}鈴^{カハ}川^{カミ}と。立^{タツ}あふ。
 是^{コレ}と。磯^{イソ}乃^ニ乃^ニと。天照大神^{アマテラス}始^{ハジメ}て。天^{テン}皇^{ミコ}乃^ハ乃^ニ
 あひ。一^{ヒト}乃^ハなり。以上^{イサナ}目^メ雄略^{ユウリヤク}天^{テン}皇^{ミコ}二十^ニ一^{ヒト}年^{トシ}

神皇正統記
天皇乃

カキヲヒノミヤ
夜と云ふ
より始

伊勢大社 入行 幸始ハ 聖武天皇

年二月三日。勅使として
伊勢より向ふ所

伊勢幣帛使 十三

續日本紀^{ニヨク}
 又。孝^{カウケン}廉^{ケン}天^{テン}皇^{ヘイ}
 天平^{ヘイ}寶^{ホウ}字^ジ元^{ゲン}
 累^{サイ}始^{ハジメ}て

月^モに^テと^エゆ^イれと^イ令^イど^イま^イ。

以^テ兵器^イ祭^キ神^シ祇^キ 十^ニ日^ニ

皇^ス仁^イ天^ニ皇^ワ二十^ニ七^ニ年^ニ秋^ニ八^ニ月^ニ祠^ニ宮^ニは^ニ令^ニて^ニ。

兵^ヘ器^キと^ニつ^ニく^ニ神^シ幣^ヘと^ニせん^ニと^ニ候^ニ。

右^キ也^ニ。左^ニは^ニ弓^ニ矢^ニ及^ニ横^ニ刀^ニと^ニつ^ニく^ニ。後^ニ神^ニ戸^ニ社^ニは^ニ。

納^ヨめ^メ。仍^ヨて^ニ文^ニ子^ニ神^ニ地^ニ神^ニ戸^ニと^ニ定^ニて^ニ。

て^ニら^ニと^ニ祠^ニ。兵^ヘ器^キと^ニつ^ニく^ニ神^ニ祇^キと^ニ祭^ニる^ニ。

始^ハて^ニけ^ニ付^ニは^ニら^ニと^ニ候^ニ。月^ニ本^ニ紀^ニ。

定^ニ大^ニ社^ニ國^ニ社^ニ及^ニ神^ニ地^ニ神^ニ戸^ニ 十^ニ八^ニ

崇^レ神^ニ天^ニ皇^ニ七^ニと^ニ。八^ニ十^ニ年^ニ群^ニ神^ニと^ニ祭^ニて^ニ。

大^ニ社^ニ必^ニ社^ニ及^ニ神^ニ地^ニ神^ニ戸^ニと^ニ祭^ニる^ニ。月^ニ本^ニ紀^ニ。

伊^イ勢^セ齋^{サイ}宮^ク 十^ニ六^ニ

垂^ス仁^イ天^ニ皇^ニ乃^ニ所^ニ時^ニ倭^ニ命^ニと^ニつ^ニく^ニ祭^ニる^ニ。

始^ハり。齋^ニ宮^ニの^ニ址^ニは^ニ伊^ニ勢^ニ大^ニ神^ニの^ニ所^ニに^ニあり^ニ。

賀^カ茂^モ齋^{サイ}院^{イン} 十^ニ七^ニ

皇^サ子^カ乃^ニ所^ニ時^ニ。皇^ニ女^ニ有^ニ智^ニ子^ニ内^ニ親^ニ王^ニと^ニつ^ニく^ニ。

賀^カ茂^モ齋^{サイ}院^{イン}は^ニ皇^ニ女^ニ乃^ニ所^ニ時^ニに^ニあり^ニ。

乃^ハ皇^ニ子^ニ乃^ニ所^ニ時^ニに^ニあり^ニ。是^ニ也^ニ。後^ニは^ニ皇^ニ女^ニ乃^ニ所^ニ時^ニに^ニあり^ニ。

十八

大嘗會 齋忌 須知

代^{ダイ}り。吾^ア回^タ康^カ第^アは^シ作^ツ。ト^{ヒメ}
 祚^{ジン}代^{ダイ}を^{イン}口^マ使^キる^ケ云^ツ。大^{ダイ}嘗^ジ余^ヤ

一トウ^{ヲコ}起リ。又云。比^{ミハラヘ}禊大嘗ハ。祚^{ジン}代^{ダイ}ハ。何^{ナニ}也。
 所^{ミハラヘ}禊ハ。大嘗^{ヲホナメ}の^{モソイミ}所^{イサ}也。伊^{ナギノミコト}弉^{タチノミコト}禊^{ヲド}爲^{ナシ}ス。播^ハ小^コ戸^ト。
 禊^{ハラヒ}ハ。始^{ハジメ}也。大嘗^{ヲホナメノクニコホリ}國^{ホクテ}郡^ホト^テ定^ミハ。火^カ々^カ出^デ見^ミス。降^{カウ}。
 誕^{メニ}乃^{トキ}時^{トキ}不^フ起^コル。兼^{カミ}良^{ヨシ}公^{コウ}乃^{イハク}后^{ダイ}。大嘗^{イハク}會^{ダイ}ハ。一^{イチ}代^{ダイ}一^{イチ}

後乃大神也。今書ハハミナミと訓ぜり。
 毎ヨ新嘗ヲコナと是と新嘗會ニシビウエと云。新嘗ハ二
 字。日本記ヨハハミナミとあり。嘗ハハミナミ
 也。新穀ニシコクをかめんとて。先祚祇ニシギミハミナミ
 供す也。嘗ナメ乃祭マツリと云。大嘗會ダイビウエと新嘗會ニシビウエも
 是ノ十一月中ハ郊ウの日也。定サダメまらハ例也。
 己卯ミチノ位イ七月イよりおなれハ是年イ大嘗會ダイビウエ乃
 紀ハ新嘗ニシビウ忌イミと云。心也。祚祇ニシギの事也。主基ヌキハ次ツギと云
 又字とすことあり。次ツギ乃祚祇ニシギと云。

神輿振ミコシヅリ 十九

礼^レ樂^{カク}門^{モン}

第十四
卷附

礼
二十

イザ ナギノミコトイザ ナミノミコト アメノミハシラ
 伊弉諾者。伊弉册者。天柱と云ふと巡る者。伊弉
 ナミノミコト ミキ
 册者ハ右よりめぐり。伊弉諾者ハ左よりめぐり。
 里より。同く一面より。伊弉諾者先
 唱て。意哉可義。少女男より遇ぬ。伊弉諾
 ミコトツギ コタヘ アナウレニミエヤ ウミミ フトメ アヒ
 者次より射て。同。意哉可義。少女男より遇ぬ。伊弉
 ナギノミコトイザ ナミノミコト マフ
 諾者。伊弉册者より告げて。同。吾ハ是男者也。
 コトハリニサ トナラヒ タラヤメ
 伊弉者先唱へ。婦人ありて先唱ぬ。

とては不祥とて改て巡りありあり
舊く是法陽貴賤のちあふとて
に
魚バ目なれ礼乃望觴とて

定儀礼 二十一

孝徳天皇之より礼法を乞ふより日中礼
より
八幡太郎義家武家乃は式と乞ふ
小笠原家礼乃始ハ後醍醐天皇乃御時
甲別源氏小笠原氏は貞宗と云人あり

弓馬在矣と云より或時禁中みく
あり。其時乃武家乃義家貞と始
あふ不乃名あふ士始と後
れ。其カも貞宗が射礼流り
中
乃
突と勅問あり。あぬり勅答
承感乃あり。太子及佐皇子
範と乞ふ。佐藤乃乃護職とゆ

家弓法集ケキウハフシウ。云云。善達院センダツイン乃修ノイニヨ。云云。一七
 日ヒロ書立カキタテ天下テノカ。廣ヒロむ。これより小笠原家
 倭ワレ礼レイ乃家ノイヘ。て伐ダイクむ。軍家イクサノケより仕ツカへて下
 乃ニ昨ナリと。衆アサヒく。要アサヒく。人モテヒは。用モチヒく。是ハ小ハハラ。
 家ケ礼ワレ乃ハシメ始ハシメ也也。小笠原家傳ハシメ云云。

天照大神乃所子。正哉吾勝々速日天忍穗
 耳乃高皇產靈乃女携懐子々婚と娶
 舊子
 け時二女とて百机飲食と指し
 記

めて進ス、メもれりあり。

祚代孝クケツに伏ヨメイリヨメトリし。是嫁娶レキ乃式あり事と云とあり。是嫁娶ヨメイリヨメトリ乃礼れ始也。

年賀トシガ 二十三

西ニササチヲフセウミヤイニ二條孫名院乃礼ツグ也。源氏細流ゲンジサイリウより賀カとハ。是年トシ乃禮ミチと賀ガしてり。末ニクヘニハ。と多と礼イロれさかり。天子テニシの亦賀オシガハ。仁明天皇ニシミヤラ嘉祥二カシヲ年。貞観寺大法師コラブクジノダイフシ亦賀オシガ天皇ミカド。後ミテルヲ四十ニ是始也。大上天皇ダイシテニソウ乃礼フナガ賀ガハ。淳和

天皇ミカド在二年十一月。亦賀レカニ大上天皇ダイシテニソウ又ハ。是年ミ是始也。四十ヨハヒラ又十ミチより百歳ヒャクサイはあり。十ミチは禮ミチと賀ガといふ也。

拍手カシハデ 二十四

持統天皇チドウ四年正月。皇太后スミタコ即持統スチチドウ天皇テニフ礼レキは。二ツキ即あり。云卿クニヤウ百寮ヒャクサウ並ツラナリ列レリて西メカリヲガミねまを拍手カシハデと。目メおにりる。是拍手カシハデは礼レキの。皇史コクシより。是始也。めかり。拍手カシハデハ我ワタ乃礼レキ也。そのうもよりけ礼レキ

ありしなりん。今ハきく祚を授けし時
 しのも拘を引く。モチハあやまり
 かり。周礼九祿の才に振動あり。臣
 鄭大吏が云。あやまりの也。疏り。今
 儒人のあやまり。あやまりの也。鄭太
 史の後れぬ。蓋衣れ遺法也とあり

茶礼 二十ス

後土御門院文明十一年十一月。是利御軍義政
 も子義尚も世次ゆかりて。あやまり求堂り

茶居し。銀閣を修く。あやまり金茶り。唯ど。
 あやまりと号す。お茶を煮。又茶を
 あやまりて。あやまり。茶を煮。あやまり
 あやまり。あやまり。あやまり。あやまり

飲食す。あやまり。あやまり。あやまり。あやまり
 義政の茶會に。あやまり。あやまり。あやまり。あやまり
 記あり。あやまり。あやまり。あやまり。あやまり
 茶を煮。あやまり。あやまり。あやまり。あやまり

を^{アイ}費して。その^{イイ}勢を^{チノ}後世まで^コ残されし
 ハ。大^{ツミ}なる^{ツミ}花なり。ずや。世々として^コ残っている
 と^{コメ}好む人々^{ヲホ}ありける中^ニは。宿^{ベウ}跡まで^ヲそ
 ぎ^{ウツ}なぐも。さよ^ハはうせて^ニ用ひ。その^キものに^{ブツ}奇^キわ
 と^コ好む^バを^{チカ}せり。即^セり。千^セ利^リ休^キと^ニえ^ニの
 出^チく。衆^{チヤ}礼^{レイ}と^コ真^ギり。一^ハ益^{ヤク}なり。い^ハハ
 一^ニ子^シ費^ヒ式^{シキ}子^シ費^ヒの^{タカラ}財^{サイ}を^{ツイ}費^ヤして。用^{ヨウ}め^ニを^シす
 ぬ^{チヤ}衆^{ツボ}壺^{ボク}と^{ボク}衆^{セキ}と^{カウ}交^{エキ}易^ヤせり。今^{イマ}世^セよ^ニ及^カて^モ唐^{カラ}お
 の^{チヤ}衆^{ツボ}壺^{ボク}一^ニと^{ワラ}美^ミ金^{キン}二^ニ三^{サン}子^シ投^ト経^{キョウ}は^{カヒ}實^{モト}未^ム知^チ人^ニ

あり。抑^{ソモク}は何^{ナニ}れ^ニ益^{エキ}ぞや。我^ガも^ニ用^{ヨウ}を^シあ^ニる^ヲを^シ志^シ
 ら^ケん。凶^{ケウ}凶^キ衆^シ衆^シは^セ過^アて。それ^ヲを^シい^ハく^ニを^シ士^シ
 貧^ヒ民^{ミン}を^ス救^クと^スい^ハく^ニも。一^キ掬^{コク}の^{コメ}米^メも^ニ志^シる^ヲは
 命^ハ一^ハ兵^{ヘイ}役^{エキ}軍^{グン}隊^{ダイン}も^ニ金^{キン}で。それ^ヲを^シい^ハく^ニも。
 せ^セぐ^ニと^スも。又^サり。一^シ矢^ヤれ^ニ用^{ヨウ}め^ニ代^カえ^ニる^ヲに^ホ暴^{ボウ}
 病^{ヒヤ}沉^{チン}病^{ビョウ}と^エい^ハて。是^セを^セ費^ヒし^テ服^{フク}す^ニは^シた^ニ命^メを^シ
 救^クえ^ニる^ヲず。此^{コノ}世^セハ^ニ則^{ソク}死^シす^ニは^シた^ニ何^{ナニ}れ^ニぞや。名^ナ
 る^ニも^ニ劔^{ツルギ}。亦^モ武^ブ具^グなり。武^ブ乃^{ナウ}乃^{ナウ}威^イ光^{クワウ}め^ニを^シ
 か^カへ^ニる^ヲな^ニれ^ニど。さ^ニし^テめ^ニて^ニ是^セけ^ニて^ニそれ^ヲ

足るは傳也。あるは書登^{トウジ}とこのむ。人の心^{ココロ}
 登^{トウ}かき色むさうとありかん。怒^{イッパキ}のそぐあふ
 一きこそいさふてよけき。あ
 き怒^{イッパキ}のそぐあふてよけき。あ
 けぐれいとき。あふる人^{ヒト}こ
 とおれ人^{ヒト}あふるはふき。あふてあ
 そふ人^{ヒト}ものあふ。あふ人^{ヒト}あふてあ
 かあふ。あふ人^{ヒト}あふてあ
 足^{タラシ}かき事あふ。あふ人^{ヒト}あふてあ

そそ面^{メン}目^{ガク}なりぬ。髪^ケ髪^カ長^{ナガ}く長く髪^{カミ}儻^{ソウ}と同一く
稱^{セウ}一^{イチ}より進^{シン}でいゝといふと思^{オモ}へ執^{シツ}志^シを人^{ヒト}ハか
たゞしうしく思^{オモ}へいとあり。

祚代^{シダイノキ}を一^{セツ}と^イ乃^ナ後^{サリ}と云^イ。伊^イ持^ザ冊^ナ号^ミ火^ヒ祚^ノと^{カミ}せ^ウま^ミ
 時^{トキ}や^ヤう^ウれ^レて祚^{カミ}去^{サリ}り^リあ^アる^ル。友^{トモ}は^ハ紀^キ伊^イ必^ヒ熊^ク野^ノ
 乃^ナと^トる^ル村^{ムラ}は^ハ葬^{ハム}れ^レ。慕^{サン}疏^{シヨ}と云^イ。と^ト古^コハ^ハ葬^{サウ}礼^{レイ}と^ト
 孝^{カウ}子^シ慕^ル裡^リと^トい^イく^ク親^ヲ乃^ナ尸^{カバ}と^ト掩^ヲふ^フ。こ^コも^モ葬^{サウ}埋^{バイ}
 乃^ナ礼^レと^トり^リて^テ起^{ツク}る^ル所^所也^也。然^{シカ}と^トい^イふ^フ葬^{ハム}儀^儀の^ノ時^{トキ}は^ハ

孝法天皇代時葬れと云ふ
定まらん。葬は日本に云ふなり。

火葬 九七

漢書にホニキイカモムテンワウ
漢日本紀に云々又武天皇四年三月己未道照和
尚物化也。舒永年七十二歳也。弟子亦追云云
後て粟原又火葬と。天下乃火葬これより
て始なり。又いふ。又武天皇大寶三年十一
月。持統天皇と云ふ。是又火葬也。是天子火葬
後軒翁云云。屍を焚ふ代ハ。浮屠乃始云々
西胡乃俗也。中華は浸染。和云は流傳
ニノ語スナラハニタリソミ

て。あまをり。もて。久。勢。て。つ。常。と
して。る。あ。ま。悟。然。と。て。これ。と。あ。や。
ま。に。置。か。り。ま。ご。う。ん。や。それ。孝。子。ハ。親
ノ。肌。膚。を。む。と。ぬ。き。免。後。は。む。く。も。ま。い。る。
は。棺。槨。を。食。と。り。も。葬。所。に。下。て。あ。ま
と。あ。ま。に。死。せ。れ。は。事。は。り。生。き。は。り。事
は。か。く。と。又。母。乃。食。く。せ。付。き。身。體。衰
膚。な。れ。は。子。も。あ。ま。の。金。一。て。それ。を。帰
と。は。孝。と。云。へ。死。る。に。又。母。死。して。後。

そ敵跡と焚傷よりある。い。あそ不仁なりゆ
又甚しうべや。孝子ハそ親死して
おしるあがゆくと。死るは親死して怒る
そ屍と焚ふ。そ親と死せりとするより
さあろゝ何ありあや。宗廟より室より火災
あそふも。死且爾富してとらふ
死といふんや火とあてそ屍と焚ふや。
そといふ不孝の子ありて。そ屍と焚ふ
棄。狐狸よりハトめ。蠅蚋姑より囓りむ

といふたれらう。そ親の屍と焚ふ
さきり。蓋葬より死なり。そ敵骸と焚
あ也。そで火とあてそ屍と焚ふ
のものの何ふありや。い。あ。衛人ハ
它子が墓と掘て。そとを平在より
死軍。敵乃即墓と掘。人々家墓と掘
死人を焼。死人を焼く。焼く。怒るのづ
ら十倍する。とあて。焚屍とあてむもの
は。昔よりして。焚り。五焚焚。焚り刑と

化り。陳良あは焚^{ヤシ}時^{トキ}の焚^{ハシ}屍^シを^シく大^{ダイ}刑^{ケイ}と
 する。漢^{カン}時^{トキ}よりして然^シり。されど屍^シを
 焚^{ヤシ}るハ。他^タ人^{ニン}の死^シを^シく人^{ニン}情^{セイ}に^シて^シあ^アか
 らず。親^{シン}日^{ニツ}施^ホ人^{ニン}や。列^{レツ}子^シは曰^{イハシ}秦^シの西^ニ儀^ギ
 渠^{キョ}れ^レあり。親^{シン}戚^{セキ}死^シを^シくハ^ハ家^カ族^{ツク}を^シく
 て^シあ^アか^カと焚^{ヤシ}焦^スて^シお^オ烟^{エン}と^シさ^サれ^レと^ト
 と云^{イハ}。然^シして^シ後^コ咸^{ケン}孝^{コウ}子^シと^シん^ンけ^ケ時^{トキ}焚^{ハシ}屍^シれ^レ風^{フウ}
 中^{チュウ}國^{コク}は^ハ仍^{ニツ}つ^ツ是^シす。あ^アは^ハ列^{レツ}子^シ儀^ギ渠^{キョ}れ^レと^ト
 て^シ果^{ケツ}として^シあ^アか^カと^シ記^キせ^セり。宋^{ソウ}時^{トキ}晉^{シン}俗^{ソク}屍^シを^シ

焚^{ヤシ}る^ルと^ト尚^{ナツ}ふ^フ者^{モノ}子^シ慈^ジ孫^{ソン}と^トい^イふ^フも^モ習^{ナツ}て^シ
 あ^アる^ル。程^{テイ}明^{メイ}道^{ダウ}。晉^{シン}侯^{コウ}は^ハ令^{レイ}を^シり^リて^シあ^アか^カ
 して^シ焚^{ハシ}止^シに^ニ。我^{ワガ}邦^{ホウ}火^カ葬^{サウ}の^ノ初^{ハツ}。親^{シン}道^{ダウ}照^{セウ}を^シ起^キ
 け^ケ。乃^{ナウ}照^{セウ}を^シ心^{シン}煉^{レン}を^シう^ウ活^{カツ}機^キを^シ創^{ソウ}造^{ゾウ}す^ス。此^{コノ}
 かり。あ^ア妖^{ヨウ}僧^{ソウ}を^シん^ンぞ^ゾ機^キを^シ造^{ゾウ}する^ルも^モあ^ア
 る^ル。屍^シを^シ焚^{ヤシ}り^リ惨^{ハン}や^ヤ。史^シ記^キハ^ハ人^{ニン}の^ノあ^ア
 け^ケを^シき^キ可^カ也^ヤ。人^{ニン}の^ノあ^アけ^ケを^シき^キ可^カ也^ヤの^ノ置^アは^ハる^ルは^ハ
 と^ト忽^{コト}に^ニす^スべ^ベき^キん^ンや^ヤ。学^{ガク}を^シふ^フ流^{リウ}俗^{ソク}り^リ狗^コハ
 として^シ可^カ也^ヤ。

始。成。先。支。と。云。く。是。衆。氏。波。一。元。亨。
 親。王。と。云。く。是。衆。氏。波。一。元。亨。
 子。と。伴。よ。せ。ん。女。幼。を。佐。西。が。十。三。の。忌。と。揚。
 町。中。納。ま。と。れ。と。修。せ。ん。と。せ。ん。は。も。衆。氏。波。一。元。亨。
 多。や。の。過。同。を。せ。る。と。云。く。は。も。衆。氏。波。一。元。亨。
 二。切。後。を。さ。事。お。れ。む。か。何。べ。佛。と。い。ふ。十。
 九。日。あ。り。て。止。ま。す。の。吊。祭。ハ。佛。と。い。ふ。十。
 金。ま。ど。に。七。の。日。あ。り。の。祭。文。あり。月。に。
 ても。も。衆。氏。波。一。元。亨。は。大。家。と。い。ふ。二。月。祭。郊。と。後。儒。
 この。目。と。天。皇。の。七。と。は。衆。氏。波。一。元。亨。と。い。ふ。十。
 名。乃。衆。氏。波。一。元。亨。と。い。ふ。十。と。衆。氏。波。一。元。亨。と。い。ふ。十。

釈。瑞。侯。の。像。一。切。経。法。檢。閱。一。つ。て。い。ふ。
 け。後。の。内。に。自。忌。服。紀。の。り。若。て。これ。は。
 ぬ。よ。佛。と。い。ふ。像。法。と。い。う。て。用。之。と。い。ふ。り。

○神樂 三十一

天。照。大。神。天。石。密。り。と。も。り。終。ひ。一。時。天。
 細。目。命。真。辟。の。葛。と。う。つ。と。い。ふ。一。時。天。
 強。よ。一。作。の。衆。氏。波。一。元。亨。と。い。ふ。十。
 て。若。衆。の。牙。と。持。く。石。密。れ。前。の。り。と。衆。氏。波。一。元。亨。
 優。と。い。う。て。お。ん。と。う。と。い。ふ。十。と。衆。氏。波。一。元。亨。

三夜ぐりめぐりぐりて入せり。と中
 下大いふようみきり。家慰とくくきり
 ありけきと。兄弟中をくくきり
 あくきとて。あきくくきりきり
 ぞ。そいひくく申樂とくくきり
 古事終よ。自酒院はあきくくきり
 うきて。後樂とく酒をきり。今はいねと
 ぐいぐと。院笑く。あきひて。又雪
 幼い。これとくくきり。いねの猿あき
 おねきりて。今のねきりのとくいね

年登衰記。猿あきとくいね。とくきり
 翰林萌蘖集。彈傍宜作が集也。よき大優ふ
 伎ハ。秦河勝とく始まきり。今け枝とく
 乃皆そ後胤也。推古女皇乃時。そ聰太子
 と。天祥地紙を系記して。く
 國利民乃政とく。周く六十六番の曲
 化り。酒傍とく令く。さき橋内裡のさ宸殿
 の前。めれゆけ枝とく。さき。さき
 四海波楊よ。万民康樂なり。さき
 神子とく

とひく。祚字と拆て。さきと名付て申京
セツモン と云。祚文よ云。申と又祚なり。大案申
イグシ といふ時。祚をひく。さきと名付て。祚
サル といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
セウ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
サルガク といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ニウワ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
アヤ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
イトミ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ヒツ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ツゲ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
サレガク といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
スギ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
カハカ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
エン といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ハダ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ノ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ウチ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ヤス といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
イモ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ムコ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚

きては。祚と名付て。祚をひく。さきと名付て。祚
キ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
グニ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ツゲ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
サレガク といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
スギ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
カハカ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
エン といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ハダ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ノ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ウチ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ヤス といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
イモ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚
ムコ といふ。これを祚とて。祚をひく。さきと名付て。祚

國樂 三十二

常陸國久慈郡金碓山又新
視あり。又新

ハナハレイ
トコロエト
志。靈あり。去人時。或々。と。道。と。ぬ。あ。る。七。十。

二年は一交はく
大衆あり。その日回衆と。終

終シュつ俗舞ソクブ新技サツキとなす。と題を名付て回テニ

樂ガクと云ヲ。凡ソノ因テ来ガクハ古イニヒ昔ニ大ヲ行ヲフコトと云フ。

今世そ傳テンは失マシふ。あゝ物ヨコク全クく入ニる可カ

是而。常懷必志。

月件錄

院ニヤ瑞ミ雲ク巖ニ寺ノ妙ミ覺セ坐イ

卷之六。むく
為長と云

了。後
性佛

と云ふのを^{シンギョウ}曲^{ノボ}りよ上せて

歎^カ咏^ミとあり。性佛が後と如一檢校と云。如一が弟子二

是鼓^コ爲^カ平家物語とくくし始也。吾田^{ヨシダン}景好^{ケンカウ}が云。

後色羽院乃時。信濃前司り長入乃年家物語

を^{ヒツ}作りて^{モモフツ}生佛と云け^{マサ}就^{モク}盲^{ヲヒ}目^{カク}又^{カク}て^{カク}終^{カク}る^{カク}也

ちりかの生佛がせもつさる都を。今れ現世

法^フ師^シの^ニ學^{マナ}び^ビを^ヲ傳^ツふ^ニ也^ニ。後^{ノチ}と^トし^テと^トす^ルべき^ニ也^ニ。
トウサイスイヒツ
東新報

云。お坂乃憐丸ハ式ア卿敦実親王
 子。宇美乃乃雜魚

也。^{マウモク}
育^{ビハ}同^{ヒキ}りて既^{アフサカ}進^{ホトリ}と
川^{イホリ}を流^{イホリ}る。

を法てとめり。博^{ハク}雅^カ三^{サン}位^ミ延^マ嘉^コの^{ミツ}源^ツ光^キ親^ラ王^シの^ワ子^シ孫^ワ氏^シなり

流泉啄木乃洞とゆかり。敦実親王發經此

^{ミチ} 乃^{タツ}とまゝなり。
^{セミル} 帳丸^ビが泥^ハ毬^ハいさ^ミと^ミと^ミ

ア
タニ
強
イ
モ
リ
。
そ
れ
よ
う
に
て
育
育
モ
ク
同
じ
強
堅
ビ
ハ

薩戒カツカイ記キのイ分フ中ナカ山ヤマ定サダ親チカ化サカ無ム永ウエ無ム永ウエ化カ二年六月

廿七日。クラント 苑人ナカヅカサノセウ 仲勢ミナモトニシケ 通源ナカ 守仲キナリ 米憲ヒソカニカマリテイダ 徳玄。近日

五上 シユウウ
 称光 セウクワウ
 上皇 シヤウクワウ
 小 ゴコ
 涉仲 ランナカ
 不快 ズコロウカラ
 虎 コホ
 昆 メン
 毘 ヒ
 毘 ハ

可食平家物
 自内被中
 院無

先例^{セイレイ}不可^レ就^ル之使^{アリト}有所^ニ違事^一云々。同六月廿一

月。
依^{ヨツテ}石^{イシ}参^{マシ}院^{イン}院^ニ院^ビ
琴^ハ法^フ作^シ
糸^{サニ}入^ニ張^ラ平^{カタル}家^{ヘイ}和^ケ格^{モノ}
。

これ院中、七年家物終
て笑ふに始也

即位ウツイ
踐祚センソ
卅七

舊^ク事^ジ紀^キを^レ拂^フず^カふ^ニよ^リ、^ニ神^{ジン}武^ム天^{テン}皇^ク元^{ゲン}年^{ネン}。^ニ檀^{タン}原^{ゲン}

富^{ミヤ}より邦^{ミヤコ}へて神^{カミ}と
即^{ツキ}ニ皇^{ミカド}位^{イニ}号^{ナヅケ}て元年と

云。即^{ヅキ}位^{クイニス}踐^{ソナ}
々。計^ハ時^ト小^コ始^{ハジメ}
家とあり

重作 卅八

天子位クライ紙シおりさせあいて又カサ子定クライて位ツキより即

ふとテウソ
作と云。久ウキヨク
天。貞テウソ
作。リ。ル。

ひて
サイメイ
テニワカ
斎
の
と
と
是
目
中
テウソ
電
作
乃
始
也。

世報

[illegible]

把トル 勞ニヤク

四十三

^{ラン}覧^{シヨ}初^{ヨウ}要^{シフ}集^{シフ}の云々^{ガン}天^{ギョウ}皇^{テン}表^{ワタ}を^{ヤウ}三年^{ラフ}賦^{ニキ}夕^ジ
^{シエ}典^{テン}の^{キョク}上^{トラ}勢^{キョク}と^{キノ}把^{キョク}む。又^{タイ}佐^{ドウ}の^{キョク}上^{キョク}の^{ガク}牙^{キョク}勢^{キョク}。六^{キョク}
^{ツク}海^{シラ}の^{キノ}自^{シラ}木^{キノ}勢^{シヤク}と^{モチ}用^{モチ}ゆ。大^{タイ}同^{ドウ}の^{キョク}上^{キョク}の^{キョク}上^{キョク}の^{キョク}上^{キョク}
^{タイ}帝^スの^{ケシラ}劍^{シラ} 四十四
^{シラ}海^{シラ}の^{キノ}自^{シラ}木^{キノ}勢^{シヤク}と^{モチ}用^{モチ}ゆ。三^{サイ}者^{ショ}持^チ飯^{ハン}
^{シラ}抄^{シラ}の^{シラ}引^キく

刑法
田十又

兼良公乃同中納刑カミヨシコウ法イサホニテウノケイ後コウワク主サダメを定サダメむとせ
 せ。突ジツは上ジドウコ古ケニヨに槍イガ輿フギノミコトと。倅カ并グ儀ツを斬ツ遇ツ突
 智チ派ハきり進スサノミコト雄ヤマトノキ為キ八ハチ波ハ蛇ヘビと斬ザニ断ケイ是ケイ斬ケイ刑

乃始也。伊特冊号君目イザナミコトワレヒツ子氏チカウベと經教人シヅリヨサと宣ノボス
為り。是後乃始也。又悔ヒルコ思コを以て懲イハフ服フり
セ載て放棄ハナチスツを雄多スサクヲノミコト氏ツニ以て根ヤラヒクダス必ニ過津コレこれ
流乃始也。火酢芥命ホノスソリノミコト花ツミよりて狗人イスヒトとか
紀多のハ。是後花比トガイ新也ルイ。後ハ女メ厚月ツチヨ集ユ
見号保食神ウケモチノカミと輕教ウチコロスハ。是杖花オウサ乃新也ルイ。又
伊特イザナキノミコト諸号桃枝モロエタと朽ラクくられを雷イカズチに投ナゲし給
ぬ。是定答ヨロムチよを以て。答ハ楚刑ソケイを用モチユ給有也ゴ。又
罪サイ已スアし又贖刑ソクケイあり。又系ソ支サン鳴号ヲノミコト千彥チクラ

纂疏

火刑

同
年
紀

イェス・シナイ
黙刑

高女
教

四十
賞賜

宅地

感書

武家あてそ人の武功以賞して悉く
 賜ふと感と云。又感伏と云。又感
 依く本盛綱依前乃思得と云。又
 時。頼朝より出候と云。賞券せし
 一より始れ。その時終りより云。
 自音能有後河ふと云。未だ
 海浪に倒盛綱振舞希代勝事也。
 又調役
 貢物を献じ候
 と云。

崇祿天皇十二年。秋九月。始て人民を校て
 文に調役と科と云。これと男に弭調女に
 末調と云。日本紀に調役は始也。海未依必記に
 依別帳貢
 稿と云。

外國朝貢 八十一

崇祿天皇六十又秋七月。任那より
 物貢と云。日本紀に任那貢と云。始也。
 又外國人歸化 附外國稱加羅。ひとの
 定置依五乃子都怒我阿羅斯等。

大智度論と云ふ。始祖と云ふ。金首露と云ふ。新羅と云ふ。金中那と云ふ。西華と云ふ。

通外國

月^{モロコシ}中より申^{ツク}ふに通ずる。雲^{ウニキウ}發^{ニッセン}七^セ籤^シの^{クハ}莫^ム
 テイ帝の時よりすと云。海^{セーガイ}経^{ギヤウ}の^{タウ}唐^{キョウ}堯^{ヨウ}の時迄と
 然^{イフセツ}と云^シ況^シあまた。^{シハウ}唐^{タウ}の^{コト}云^シて^{レニ}伝^ズす
 に。王^{ワウ}亮^{リョウ}が^{ロンカウ}簿^ホ衡^{ヘイ}才^{サイ}八^{ハチ}傷^{ケウ}陽^{ヨウ}貨^カの^{レウノトキ}周^{シュウ}時^ジ天^{テン}下^ゲ太^{タイ}平^{ヘイ}
 エツ裁^{サイ}裳^{ショウ}狄^{テイク}白^{ハク}雉^チ倭^{ヤマト}人^{ヒト}貢^{コウ}鬯^{チュウ}草^{サウ}。又^{マタ}才^{サイ}十^{ジュウ}九^{キュウ}恢^{カイ}國^{コク}
 ヘニ篇^{ペン}よ成^{セイ}王^{オウ}に^{トキ}時^ジ越^{エツ}裳^{ショウ}狄^{テイク}雉^チ傷^{ケウ}人^{ヒト}貢^{コウ}暢^{チュウ}一^{イチ}お^ホろ^スて

香草也。祭祀する時、何れに地をくぐらるる。周成王

時、我、金、鷄、草、曹、不、合、名、の、代、は、南、方、也、是、日、也、

中、は、通、す、る、所、を、示、す。考、靈、天、皇、の、時、秦

徐、福、仙、菜、を、求、て、我、皇、の、来、たり、と、云、是、中、は

の、人、我、皇、の、改、化、す、る、始、り、や。劉、氏、鴻、皇、の、日、中

の、学、ハ、徐、福、の、始、り、と、あり。是、る、是、大、家、の、史、と

る、る、神、武、の、皇、の、後、多、月、日、時、を、記、す、る

の、由、也。是、より、り、て、是、は、浅、皇、の、中、に、皇、の、始

り、神、代、の、末、に、あり。神、代、の、終、り、也。理、ある

は、似、たり。神、武、天、皇、の、の、又、字、傳、来、し。

神、武、の、皇、の、及、て、神、武、の、皇、の、子、は、神、武、の、皇、の、子

日、中、此、学、徐、福、の、始、り、と、あり。是、は、神、武、の、皇、の、子

遣、使、於、中、國、又、十、四

垂、仁、天、皇、八、十、六、歳、の、初、て、中、は、又、字、を、求、る

は、神、武、の、皇、の、子、は、神、武、の、皇、の、子、は、神、武、の、皇、の、子

是、人、代、は、又、字、を、求、る、と、あり。是、は、神、武、の、皇、の、子

遣、唐、使、又、十、八

舊、事、記、に、云、推、古、天、皇、十、八、年、秋、七、月、大

紀小神長子と大唐とを。轉化後新と

通事と云。遣唐使の如也。

今按ず所。推古天皇二十二年六月也。

大と云。御銀矢回部造と大唐とを云ふと

日本紀にあり。あり是れ推古天皇十三年

二十二年の事。大唐の世と云ふ。舒明

天皇二年秋八月。大仁大と君之回報。大仁系

昨。同日と大唐とを云ふ。ちと日本紀にあり

をり。此時はすでに唐へ入る。乃時と云ふは

是か人もあり。遣唐使といふ也。

國史 第十六

履中天皇四年秋八月。始て倭王と云ふと云

て書と記さる。日本

大平 官家 今按ず所。是れは云ふと云

日本紀。天皇四年。任那と云ふ。胎中

ノ。高麗王。所任那と云ふ。胎中

因天皇と授らる。是れ大后氣也。是れ

長武内宿禰と云ふ。乃て云ふと云

きて海表乃蕃侯より。

巡察使 八十八

景行天皇二十二年自秋七月武内宿禰と
 て小陸及東方諸島乃地歌百姓乃
 せむ。日本は巡察使乃始あり。
 是より後代々巡察使と称ふへきにて
 必り凡俗も不司れ改め美惡を察せしむ。
 律も乃ありおきてなり。後世乃延れ
 改めり。巡察使

巡察使の事也。職原は弘仁の府觀察使を罷て
 ともあり。はね親宗より。始末は一向民若
 宗族の御りり寛文七。將軍家より二
 使と称ふは。國の凡俗改め美惡を巡
 察せしめあり。是武家巡察使乃始あり。

上表 八十九

推古天皇二十九年新羅の貢と。仍て
 して使の旨と奏す。凡新羅の上表あり
 なる。

十六 版簿 氏人の数を

姑
人。

賜諱字於臣

^{タナリ} 給て
^{シデクニ} 守と
 呼込
 けり。あうれ
 ばも

前よりあるを。

キ
ス
ク
ラ
フ
ギ
ア
バ
ジ
ニ
ク
ヲ

禁
食
牛
馬
肉

竹
2
竹
2
2
2
2

是己も不フ淨ジヨウと熱ネリて鹽シホと放ハナて土ツチと糞コノせ

らうく也。神代より肉食と忌むるべし。
 とくくちるべし。天武天皇乙未の四月。
 詔ふに詔して牛馬犬鶏猪の肉を食ふ
 るべし。い。日知記。聖異記中卷云。按此必
 也。聖武太上天皇。世彼家長依依。神田示而禱之。孔限半七十
 年。毎易殺。祀之以一牛。合殺七十。七年。余矣。忽得重病。
 或人の云。是必より人皆畜を食ふ。聖人の制
 礼也。大宰と申也。もそ人此嗜食よ
 りて。聖人ふりて。一と月あふな
 る。日かより神代より。畜と殺るべし。

禁より。高の肉。紙分。一。此ものハ。神代
 の。素。猪とくく禁。此。是。神。使。此。禽
 獣。又。鳥。人。と。て。功。紙。賞。一。使。又。報。の
 の。礼。と。め。り。め。あ。ふ。特。小。所。採。の。所。の
 り。あ。ふ。人。是。あ。作。所。此。通。礼。也。け。か。山。禽
 那。獸。と。禁。せ。り。海。く。り。ハ。一。社。く。の。制。禁。也。
 そ。く。人。ハ。伊。勢。ま。目。り。床。と。禁。一。伊。勢。三
 鴻。と。鶏。と。禁。一。比。麻。山。と。猿。と。禁。一。也。也。
 宿。山。と。老。と。禁。一。八。幡。と。鳩。と。禁。一。ま。ふ

ルイ。是通礼のあらはれ。

同火食忌 六十二

伊井^{イサナギノミコト}冊^ミる。くもひーくバ。伊井^{イサナギノミコト}儀^ミと
いつてあひまふ。よりのひくひせりと
伊井^{イサナギノミコト}儀^ミもきこまーくゆり
ふ。はる林代を。世の人同火と忌^{イム}る
る。はる。纂^{サン}疏^{シヨ}ふ。ふ火ハ是天^{テン}生^{セイ}れわ
て。保^セ降^{キョ}とふ。な。くも。おふ
く。様^{サマ}れ。あふ。炊^{スイ}爨^{サン}の。と食^シふ。め。

伎術門 第十六

ト 六十四

舊^ク事^ジ記^キふ。伊井^{イサナギノミコト}儀^ミ冊^ミる。伊井^{イサナギノミコト}冊^ミる。進^{シン}令^{レイ}て
後^{ヒルコ}水^{ミヅ}蛭^{ヒル}子^コとふ。ふ。二。られ。後^{ミコト}て回^{カヘリ}
今^{イマ}若^{ニガ}うめ。あつ子^コよう。に。宜^{ヨシ}く還^{カヘリ}て又^{マタ}は
より備^ミく。多^タふ。は。伏^{フツ}を奏^{ソウ}す。へ。て。あ
ふ。りて天^{アメ}より上^{ウヘ}り。備^ミく奏^{ソウ}國^{クニ}ふ。天^{アメ}祖^ソ祖^ソ
して大^{オホ}長^{ナガ}とく。れと。ト。あひ。儀^ミて回^{カヘリ}。
是^{コト}を。奉^{ホウ}し。は。は。宜^{ヨシ}く。又^{マタ}ふ。

改て改^{アキラメ}へ〜〜〜とれつら時目とト定^{ボクテイ}

〜と改^{クダ}〜とあまバトの始^{ハジメ}ス〜

醫術^{イジツ} 六十又

神代^{ジニ}をよ大己貴命^{ヲホナムチノミコト}と少彦命^{スクナヒコナノミコト}と力^{チカラ}以

あらせ。今^{イマ}一^{ヒト}〜て天下と経^{ツクル}管^{カン}。又^{マタ}改^{カヘ}え套^{スエ}

生^{ヒトクサ}及畜^{ケモノ}産^{ウマ}の〜めよ。外^{ヤミ}そ病^{ヤミ}と療^{シヤム}ふ此^{コノ}方^{カタ}以

えめ。又^{マタ}多^{トリ}獸^{モノ}昆^{ムシ}虫^{コエ}乃^ハ災^{ワザ}災^{ハイ}と攘^{ハラハ}んそめよ。外^{ソノ}

之^{ミナモト}禁^{ミナモト}厭^{ミナモト}のけなえじ。〜〜〜今^{イマ}よ改^{カヘ}て。

而^{シテ}社^{ヤシ}威^{ミヤマフユ}く恩^{カネ}おとあつらトあり。色^{イロ}目^メを醫^イ術^{ジツ}

〜〜め也。

梅^メずりふ。大己貴命^{ヲホナムチノミコト}見^ミ〜〜〜て。

の傷^{キズ}けらと療^イふ。蒲^カ美^ミとぬてあま

〜〜〜めふ〜〜〜

そ傷^{キズ}も〜の如^{ゴト}くあり〜。舊^ク事^ジ記^キよ

〜〜〜我^ニ必^ニと古^コの醫^イ療^{リョ}乃^ハ法^{ホウ}。〜れ

く此^{コノ}如^{ゴト}く〜。欽^{キン}明^{メイ}天^{テン}皇^{スミ}十^{ジュウ}又^{マタ}年^{ネン}百^{ヒャク}

改^{カヘ}より醫^イ術^{ジツ}士^シ奈^ナ牟^ム王^{ワウ}有^ユ稜^{レイ}院^{エン}採^{サイ}藥^{ヤク}

作^シ施^シ法^{ホウ}濟^{セイ}量^{リヤウ}を固^コ徳^{トク}と貢^{コウ}り〜目^メ記^キ

通矢
七十

畫 エカク
七十一

拳やハラ
七十二

今世はイマノヨ不綱ユルイハ柔術ヤラビョウ是也コレナリ武備志ブビとこれとケン拳
 と云イニク古イニクと云イニクとニユ搏ハクと云イニク。目ハニミ本ハニミは始ハニミ終ハニミと云イニク。
 近世キンセイ陳元チンゲン贊ヒンと云イニクもの我ニ必ニと来ニり居ニて。以ニ
 戸アサブ浅府コクエヤウジ乃ニ必ニと云イニクとダ寓ラウミンと。又フクノ浪人フクノは獨フクノ断フクノ七フクノと云イニク。
 右イニク出イニクの役イニク目イニク以イニク来イニクた者イニクのミ備ウラ与ミ次ミ太ミ米ミのミと云イニク。



